

本格的に調査始まる・個人1件、法人1件が税務調査に

税務調査には「税務調査10の心得」でしっかり対応しよう！

春日井民商だより

春日井市ことぶき町一八三
☎八一一一四八二一
FAX 八一一九七五六



税務職員の異動後の税務調査が本格的に始まりました。八月二十六日までに個人の白色一件、法人一件に税務署から税務調査の『事前通知』が届きました。法人の調査は小牧税務署管轄では4年ぶりになります。

税務調査の傾向

他民商などからは、今年の税務調査は調査件数が増加傾向であること。消費税申告をしていない納税者の調査が多いことなどが報告されています。またある法人会員からは外国人事業主を対象にした調査が急増しているとの情報も寄せられています。

税務調査には『事前通知』が求められる

国税通則法により「実地の調査」にあたることは事前通知を行うこととされました。（例外規定あり）

もし税務署から通知があれば次のことが伝えられているかしっかり確認しましょう。

（現場作業などで対応が困難な場合は、担当職員の名前を確認して折り返し連絡するようにします）

事前通知の11項目

- ① 実地調査を行う旨
- ② 実地の調査を開始する日時
- ③ 調査を行う場所
- ④ 調査の目的
- ⑤ 調査の対象となる税目
- ⑥ 調査の対象となる期間
- ⑦ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- ⑧ 納税者の氏名及び住所

- ⑨ 調査を行う職員の氏名及び所属官署
- ⑩ ②及び③は変更が可能であること
- ⑪ ④～⑦で通知されなかった事項についても「非違が疑われることとなった場合」は調査が可能であること

もし税務調査になったら

「税務調査10の心得」にもとづいてしっかりと対応しましょう。税務署から連絡があればすぐに最寄りの役員または事務所までご連絡ください。

税務調査10の心得（抜粋）

調査口時の変更は可能

事前通知のない調査のときはその理由を確認しましょう。調査の日時、場所について都合の悪いときは変更させることができます

9 勝手な取り調べは違法

検査とは、納税者が任意に提出した関係書類などを調べることであり、承諾なしに勝手に引き出しをあげたりする調査は違法。また、帳簿や伝票類の勝手なコピーはさせないこと。調査記録を開示させ恣意的な調査をやめさせる

10 サインは命

サインは命。税務署員に求められた場合、修正申告書に限らずどんな書類（質問応答記



録書など）でもその場ですぐサインせず、よく考えてからにすること

愛商連役員研修会が開かれました

八月二十五日（日）、名古屋の労働会館で愛商連役員研修会が開かれました。全体で60名の参加。春日井民商からは10名が参加しました。

過半数の会員から「実態調査」を集めて運動の力にしている広島県連の藤井副会長と寺田事務局長の報告を受け質疑のあと、分散会で討論交流を行いました。



毎月15日までの会費集金にご協力をお願いします

会計 山崎孝亀